

事業所から出る古紙は クリーンセンターへ 搬入できません

岡崎市では資源物のリサイクル推進のため、平成15年（2003年）10月から、事業所から出る『古紙』のクリーンセンターへの搬入規制を行っています。
規模の大小・営利目的の有無を問わず、事業所から出る『古紙』は
八帖クリーンセンター、中央クリーンセンターでの焼却処理はできません。

古紙の分別方法 分別方法など不明な点は、事前に業者とご相談ください。

①新聞・チラシ



②雑誌

カタログ・
リーフレット・
週刊誌・
本・
パンフレット



③ダンボール



④OA古紙

コピー用紙・
コンピューター用紙



⑤雑古紙

メモ用紙・
郵便物・封筒・
紙製手提げ袋・
商品の空箱



⑥シュレッダー 処理紙



⑦機密書類

個人情報など
機密性の高い
書類



⑧その他 の紙類

裏カーボン紙・
感熱紙（ファクシミリ用紙・ワープロ用紙など）・
ワックス加工紙（紙コップなど）・ラミネート紙・
防水加工紙・写真・青焼きコピー紙



次のいずれかの方法で リサイクルしてください

収集業者へ依頼

既に一般廃棄物収集運搬許可業者にごみの収集運搬を委託している場合は、その業者にご相談ください。

リサイクル業者へ依頼

お取引のある古紙リサイクル業者にご相談ください。

自社で古紙取扱い業者へ搬入 （新規で依頼する場合）

市内には、古紙受け入れを行っている業者がいくつかあります。
詳しくは、岡崎資源回収協同組合
（TEL:0564-83-6930）へ
お問い合わせください。

異物は混ぜないように！

- (1) 窓付封筒や紙製手提げ袋に使われているビニール袋
- (2) 粘着物（粘着テープ、シールなど）
- (3) プラスチック製品（セロハン、ファイルなど）
- (4) 金属類（ファイルの金具、クリップなど）
- (5) 紙以外のもの

（布製品、ガラス製品、アルミ箔を使用した表紙など）

異物が混入するとリサイクルの支障になります

**注
意**

出版、製本、印刷物加工業、
紙製品製造業など
特定の事業から出る
紙ごみは**産業廃棄物**です。

※産業廃棄物は収集運搬許可業者または
愛知県産業資源循環協会（TEL:052-332-0346）
などに相談し、適正に処理してください。